



震災および原発事故に係る被害補償と生活再建に関する法的・経済的研究

清水修二（経済学系） 富田 哲・高瀬雅男（法律・政治学系）
 けやき法律事務所・あぶくま法律事務所

■研究の目的

【まずは原発に係る損害賠償に絞って検討】原発事故による放射能の放出は、多くの福島県民に避難という苦難を強い、避難しない住民にも耐えがたいほどの精神的ストレスを与えている。また農林漁業者は出荷停止などの被害をこうむり、中小企業者の多くも営業不能になっている。大学を含む教育機関も大きな被害を受けた。こうした被害を賠償する責任は第一義的に電力会社にあるが、法律的に言ってどこまでが賠償の範囲に含まれるか、金銭的な賠償を行えばそれで住民の生活権が保障されるのか。また、国策として原子力発電を推進してきた国の責任も免れないが、どこまで国民の税金や電気料金を使った被害補償が許されるのか、といった点も検討しなければならない。

現在、政府（文部科学省）に「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、賠償の指針を作成しているところである。本研究は、損害賠償をめぐって問題になっている具体的な事例を踏まえて、主として法理論的な検討を行う。



農業者の損害賠償学習会場

■研究の経過

研究者と弁護士、農業者、中小企業団体、生協関係者などで研究会を実施した。研究会ではいくつかのケーススタディを行いながら、そこから浮かび上がってくる法理論的な問題点を検討した。第1に、今までの損害賠償は、得べかりし利益を基準とした「差額補償・差額賠償」が原則とされてきたが、それとは異なる「規範的損害論」、すなわち事故が起こる前の状態に回復させるべきなのだという理念をもって、被害者が健康で文化的な最低限度の生活を送るに要する金額を支給させるべきだという根本的な考えを、損害賠償論の基本に据えるべきではないか。第2に、賠償の要件とされる「相当因果関係」の立証責任が請求者＝被害者側にあるとされることによって、賠償の範囲が不当に限定されてしまう事態を避けるため、慰謝料のような形で、まずは一律・全県民的に損害賠償を行うことが必要なのではないか。第3に、その上で、例えば完全無農薬だとか有機農業だとかで付加価値がついているような農業については、定額を超える部分について立証を要するという形にするのが妥当である、といったような論点が提起された。いずれにせよ、請求者側の挙証責任の壁を厚くすることにより損害額が不当に小さく見積られる結果、原子力発電のコストの過小評価につながるようなことは望ましくないといえる。

■まとめと今後の課題

研究会の内容は冊子にまとめた。今後は、原子力損害賠償紛争審査会が8月上旬に発表する中間指針の詳細を検討し、他方では、個々に提起されている損害のケースに立ち入った検討をさらに続けていきたい。賠償を可能にするスキーム（法制化された損害賠償支援機構）の評価も課題である。（以上、文責清水）

【お問い合わせ先】

960-1296 福島市金谷川1 福島大学研究協力課
 TEL : 024-548-8009 E-mail : kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp